県南広域振興局長告示第133号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年6月5日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護保険事業	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
所番号	変更前	変更後	ず未 がりが1年地	发 类牛月 口
0370900037	岩手宮城介護保険事務所	福光園居宅介護支援事業所	一関市真柴字武奈沢 39 番地	平成19年6月1日